

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、
明るい南阿蘇村をつくりましょう。



人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回も、「障害者差別解消法」についてお伝えします。



今月も前月に引き続き、事業者が適切に対応するために定められた総務省の指針の一部を紹介していきます。

3 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例

(2) 意思疎通の配慮の具体例

- 筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字など多様なコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明する、個々の障害の特性に応じた問合せ先を用意するなどの意思疎通の配慮を行うこと。

- 情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明・資料、拡大コピー、拡大文字または点字を用いた資料、遠くのものや動きの速いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真等の提供等）、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合にに応じた情報の提供（手のひらに文字を書いて伝える等）、知的障害その他の障害を持つ障害者に配慮

した情報の提供（伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、なじみのない外来語は避ける等）を行うこと。その際、各媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用すること。

- 障害者と話す際は、相手の正面を向いて口の動きが分かるように話すこと。

- 比喩表現等の理解が困難な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明すること。

- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認すること。

- ホームページを音声読み上げソフトに対応させるなど、通信・放送技術を活用し、視覚・聴覚障害者が利用しやすいものとすること。

(3) ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- 障害者が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで椅子などを用意す

ること。

- スクリーン、手話通訳者等、板書、教材等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を用意する、周囲の騒音が入りにくい環境を用意する等の措置を行うこと。

- 他人との接触、多人数の中に行うことによる緊張等により、発作等がある場合、緊張等を緩和するため、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備すること。

- 事務手続の際に、職員等が必要書類の代読・代筆を行うこと。

皆様の職場等においても、総務省の指針を参考にした取り組みを行うことで、すべての方が働きやすくなる環境へと変えることができると思います。

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。